利用申請に係る確認票

申請前に、次の項目を全て確認し、右側の 口 にチェックしてください。

1 01.		
1	「横浜市保育所等利用案内」をお読みください。	
2	提出が必要な書類を確認し、内容に誤りがないことを御確認ください。 利用調整が不利になった場合でも、利用調整結果を変更することはできません。 また、ご提出いただいた書類は返却できませんので、事前にコピーを取ることをおすすめします。	
3	転園申請の場合、転園希望の園に利用が決定すると、転園希望園の利用決定を辞退しても元の園に は戻れません。必ず、通園できる園のみ申請してください。 転園の必要がなくなった場合は、必ず転園申請の取下げをお願いします。	
4	利用を希望する園の保育時間や受入年齢を必ず確認してください。 利用申請された園で、利用開始日時点の児童の年齢が受入年齢に満たない場合は、 <u>該当園につい</u> て、自動的に取下げになります。	
5	【令和6年4月~8月利用希望の方】令和5年1月1日現在の住所は、横浜市内/市外どちらですか。市外の方は、令和5年度の課税証明書等の提出が必要です※。	市内/市外
6	育児休業中の申請について、希望園の利用が決定し、利用を開始した場合、 <u>利用開始月の末日まで</u> に育児休業を終了し、復職する必要があります。また、復職後2週間以内に、復職済みにチェックがあり、復職日の記載のある就労証明書を園の所在区に提出する必要があります。(例えば、4月1日に利用決定した場合、4月30日までに育児休業を終了し、5月1日から復職しないと園を利用できなくなります。)	
7	求職中の申請について、希望園の利用が決定し、利用を開始した場合、 <u>利用開始月を含めて</u> <u>3か月以内に仕事(月64時間以上)を決めて、書類を園の所在区に提出</u> する必要があります。 (例えば、4月1日に利用決定した場合、6月30日までに仕事を決めて、書類を区役所に提出の 上、7月1日から就労を開始しないと園を利用できなくなります。)	
8	育児休業の継続(保留通知書)を希望する方の申請について、申請状況や園の受入状況により、 <u>園の利用が決定する場合があります。</u> このとき、 <u>利用を辞退されても、保留通知書を交付することはできません。</u> なお、利用申請書の「~育児休業も許容できる」をチェックした場合、 <u>利用調整の優</u> 先順位が下がります。	
9	利用申請は、該当年度の3月の利用調整まで有効です。申請された月において、保留となった場合、 <u>自動的に翌月以降の利用調整の対象となります。</u>	
10	希望園の利用が決定し、その利用決定を辞退した場合は、申請が全て取下げとなります。 別の園の利用を希望される場合は、翌月以降の利用調整から改めての申請となり、申請書や添付書類等を全て再度提出していただく必要があります。	
11	申請児童や御家族の状況に変更(「就労を開始した」「家族構成が変わった」等)があった場合は、変更申請を行ってください。申請が遅れることで、 審査が不利になる場合があるため、速やかに申請 してください。	
12	育児休業給付金についての御相談、御質問は 区役所では受け付けていません。 勤務先又はハローワークにお問い合わせください。	
※ 市は	3、市外のいずれかを丸で囲み、市外の場合は必要書類を確認し、チェックしてください	

上記の内容を確認しました。

 年	月	\Box	保護者署名
			-